

愛媛大学総合情報メディアセンターに置く部会に関する内規

〔平成30年4月1日
制 定〕

愛媛大学総合情報メディアセンターに置く部会に関する内規（平成23年6月15日制定）の全部を改正する。

（設置）

第1条 愛媛大学総合情報メディアセンター規則（以下「センター規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）に次の部会を置く。

- (1) 第1部会「情報基盤・セキュリティ管理部会」
- (2) 第2部会「ICT利用教育推進部会」

（組織）

第2条 各部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部会長
 - (2) 部会委員
- 2 部会長は、センターの専任教員のうちからセンター長が指名する。
- 3 部会委員は本学職員のうちから、部会長が推薦し、センター長が当該職員の所属する部局の長の同意を得て委嘱する。
- 4 部会長及び部会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（部会長）

第3条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

（事務）

第4条 部会の事務は、研究支援部情報システム課において処理する。

（雑則）

第5条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。